

一般社団法人日本膝関節学会 委員会規則

第1条 (目的)

この規則は、定款第 58 条に基づき、一般財団法人日本膝関節学会(以下「この法人」という。)の委員会の種類、組織及び運営について定める。

第2条 (委員会の種類)

この法人に、次の委員会を設置する。

- ① 学会誌編集委員会
- ② 社会保険委員会
- ③ 学術用語・機能評価委員会
- ④ 国際委員会
- ⑤ 倫理委員会
- ⑥ COI 委員会
- ⑦ 将来構想委員会
- ⑧ 教育研修委員会
- ⑨ 広報・ニューズレター委員会
- ⑩ ガイドライン策定委員会
- ⑪ 関節鏡技術認定制度委員会
- ⑫ 定款等検討委員会
- ⑬ 財務委員会

第3条 (委員会の設置)

1. 前条のほかこの法人は、理事会の議決をもって、随時、委員会を設置することができる。
2. 前項により設置する委員会の職務、組織及び運営は、設置の際理事会において定める。

第4条 (委員の選任)

1. 委員会の委員は、評議員又は学識経験者(会員以外の者も含む)の中から、理事長が委嘱する。委嘱にあたっては、第 5 条 3 項の推薦を参酌しつつ、専門分野、地域等に留意して選定するものとする。
2. 理事長は担当理事又は委員長の要請により理事会の議を経て、委員会にアドバイザーを置くことができる。

第5条 (委員の任期)

1. 委員の任期は、別に定める場合を除き、委嘱のときから 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 他の委員の補欠として選任されもしくは委員の増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。
3. 委員は、退任するにあたり、後任の委員候補者を理事長に推薦する。
4. 委員は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

第6条 (担当理事・委員長)

1. 各委員会には、担当理事、及び委員長を各々1名ずつ置く。
2. 委員会担当理事は理事会の決議にて選任する。
3. 委員長は委員のなかから互選により選定する。

第7条（委員会の招集）

委員会は、担当理事が招集する。但し、担当理事が選任されるまでの間に委員会を招集するときは、理事長が招集する。

第8条（議決権の制限）

議案について特別の利害関係のある委員は、議決に加わることができない。

第9条（議事の公開）

1. 会員は、所定の手続きを経て理事会に申し出ること、議事録を閲覧することができる。
2. 委員会は、特に必要があると認めるとき、もしくはその性質上秘密を要する議事については、議事を非公開とすることができる。

第10条（議決）

委員会の議事は、別に定めのある場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第11条（議事録）

- 1 委員会の議事については、別に定める場合を除き、書面又は電磁的記録によって議事録を作成し、担当理事及び委員長の承認を得なければならない。
- 2 委員会の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第12条（守秘義務）

委員は、正当な理由のない限り、委員会の議事及び議決の内容を他に漏らしてはならない。委員の委嘱を解かれた後も、同様とする。

第13条（報告）

委員会は、議事及び議決の結果を理事長に報告するものとする。

第14条（補則）

この規則に定める以外の細則は、理事会が別に定める。

第15条（規則の変更）

この規則は理事会の決議を経て変更することができる。

附 則

この規則は、令和5年10月4日から施行する。